

地域密着型サービス事業所の運営指導について

運営指導では、事業所の運営や報酬の請求の状況を確認し、必要な助言や指導を行うことにより、保険給付の適正化やサービスの質の確保・向上を目的としています。栗東市の条例や国の省令、通知などにに基づき、作成された自主点検表や勤務体制等を運営指導前に提出していただき、運営指導当日にはその内容の確認をしていき、指導を行います。

国において令和6年度報酬改定がなされましたので運営基準及び算定基準の改正内容をご了知ください。

1. 令和3年度介護報酬改定により努力義務化され、令和6年度から義務化されるもの

- 業務継続計画の策定

※令和6年度介護報酬改定により業務継続計画未実施減算が新設。ただし適用はされるのは、令和7年4月1日以降となります。

- 虐待防止の推進（指針整備、委員会設置、研修の実施）

※令和6年度介護報酬改定により高齢者虐待防止措置未実施減算が新設。

- 感染症の予防及びまん延の防止のための措置（指針整備、委員会設置、研修の実施）

- 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者の認知症介護基礎研修の受講。

上記の事項について、運営規程に追記されている場合（虐待防止の推進は令和6年3月31日までに運営規程に追記する必要有り）においても、市への運営規程の変更届出書の提出については不要とします。ただし、令和6年度以降の運営指導時等で提出を要請する場合があります。

2. 令和6年度介護報酬改定について

（概要）添付あり

令和6年度介護報酬改定における改定事項について（抜粋版）

（国の解釈通知・新旧対照表）添付あり

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

（費用算定の基準、留意事項及びQ&A）

介護保険最新情報 Vol.1 2 1 2

介護保険最新情報 Vol.1 2 1 3

介護保険最新情報 Vol.1 2 2 5

介護保険最新情報 Vol. 1 2 2 9

(科学的介護情報システム L I F E の対応について)

介護保険最新情報 Vol. 1 2 2 5

※ファイル容量が大きいため、このメールにファイルを添付できませんので、「厚生労働省ホームページの介護保険最新情報掲載ページ」にアクセスして参照願います。

3. 新加算等の算定に係る体制届出の提出期限について

適用開始月の前月 1 5 日までに提出としておりましたが、4 月適用開始につきましては、報酬改定等を鑑み、提出期限を 4 月 1 5 日までとします。

※高齢者虐待防止措置実施および業務継続計画の策定についても届出が必要となります。届出の必要の有無は、次の留意事項を確認ください（留意事項の提出期限は原則 4 月 1 日となっておりますが、本市の提出期限は、上記のとおりとします。）

※提出は、メール送付を可とします。届出書の押印も不要です。

4. 令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等計画書について

栗東市における令和 6 年度介護職員等処遇改善計画書の受付開始は、厚生労働省からの正式通知受理後（3 月中下旬見込）とさせていただきます。

なお、計画書の提出期限は、令和 6 年 4 月 1 5 日を予定しております。

別途案内通知を送付いたしますので、もうしばらくお待ちください。